

議案第53号

新居浜市公園条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年6月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市公園条例の一部を改正する条例

新居浜市公園条例（平成27年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の50」を「100分の60」に改める。

第9条第10号中「その他市長が」を「その他」に、「認める」を「認められる行為をする」に改める。

第31条を第34条とし、第28条から第30条までを3条ずつ繰り下げ、第27条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第28条 別表第4に掲げる都市公園等又はその一部（以下「指定公園」という。）の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第7条及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務）

第29条 前条第1項の規定により指定管理者に指定公園の管理を行わせる場合に当該

指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 指定公園における行為の許可等に関する業務
- (2) 公園施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他指定公園の管理に関し市長が必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第30条 指定管理者は、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、適正に指定公園の管理を行わなければならない。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第28条関係）

都市公園等の名称
新居浜公園
山根公園

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の新居浜市公園条例（以下「新条例」という。）第28条第1項の規定により新条例別表第4に掲げる都市公園等又はその一部の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該管理を指定管理者に行わせる日前に市長がした行為の許可その他の行為（同日以後の行為又は利用に係るものに限る。）は、指定管理者がした行為の許可その他の行為とみなす。

提案理由

本市が設置する都市公園のうち新居浜公園及び山根公園について、指定管理者制度を導入し、指定管理者に管理を行わせることができるよう必要な事項を定める等のため、本案を提出する。